

和光市国際ネットワーク運営要領

改正 平成29年 1月 1日

(名称)

第1条 この会は、和光市国際ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、市内で国際交流や国際協力を行う団体が活動を展開する上で、それぞれが有する課題等について、相互に情報交換や協働活動を行うことにより、各団体の活動の効率化を図り、「世界と交流、世界と協力する和光」の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 構成団体相互の情報交換に関すること。
- (2) 和光の国際化に関し、構成団体が協働して取り組む事業に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的の達成のために必要な事業に関すること。

2 ネットワークは、前項の事業を効果的に行うため、定期的に会議を開催する。

(構成団体)

第4条 ネットワークの構成団体（以下「構成団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 主として市内で国際交流・協力を行う営利を目的としない市民団体で、ネットワークに参加の申出をしたもの
- (2) 市内の幼稚園、高校、大学、民間企業等でネットワークに参加の申出をしたもの
(オブザーバー)

第5条 ネットワークには、前条に規定する団体以外の団体をオブザーバーとして参加させることができる。

(代表幹事及び幹事)

第6条 ネットワークに代表幹事及び幹事を置く。

- 2 幹事は、構成団体の互選により定める。
- 3 代表幹事は、幹事の互選により定める。
- 4 代表幹事は、ネットワークを代表し、ネットワークをとりまとめる。
- 5 幹事は、代表幹事を補佐する。

(会議)

第7条 ネットワークの会議は、代表幹事が召集し、その議長となる。

- 2 第3条第1項第1号及び第2号の規定により、構成団体の活動内容、市の国際化推進事業を相互に把握し、協働して取り組むため、年度はじめに会議を開催する。

(代表幹事及び幹事の任期)

第8条 代表幹事及び幹事の任期は1年とする。ただし、補欠の代表幹事及び幹事の任期は、前任者の在任期間とする。

2 代表幹事及び幹事は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、代表幹事及び幹事の任期は、期間終了後、次の代表幹事及び幹事が決定するまで、延長することができる。

(アドバイザー)

第9条 ネットワークにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、構成団体の同意を得て、代表幹事が委嘱する。

3 アドバイザーは、代表幹事の要請に応じ、このネットワークの運営について必要な助言を行う。

(事務局)

第10条 ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、和光市総務部総務人権課が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、代表幹事がネットワークの会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。